

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月1日
【発行者名】	いちごグリーンインフラ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 長崎 真美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	いちご投資顧問株式会社 執行役員グリーンインフラ本部長 新田 貴生
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【電話番号】	03-3502-4854
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

いちごグリーンインフラ投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 特定関係人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称	いちごECOエネルギー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
資本金の額	150百万円（2021年2月28日現在）
関係業務の概要	本投資法人との間で締結した発電設備等賃貸借契約に基づき、保有資産のうち、いちご高松国分寺町新居ECO発電所を本投資法人から賃借し賃借人となるとともに、当該発電設備等賃貸借契約に基づき、当該保有資産のオペレーターとなり、当該保有資産の運営管理業務を行います。また、各保有資産（いちご高松国分寺町新居ECO発電所を除きます。）について、本投資法人及び各保有資産の賃借人であるSPCとの間で締結した各プロジェクト契約に基づき、各保有資産（いちご高松国分寺町新居ECO発電所を除きます。）のオペレーターとなり、運営管理業務を行います。 さらに、いちご高松国分寺町新居ECO発電所については、当該保有資産に係る発電設備等賃貸借契約に基づき、基本賃料の支払を約するとともに、いちご高松国分寺町新居ECO発電所以外の各保有資産については、上記各プロジェクト契約に基づき、当該各保有資産に係る発電設備等賃貸借契約に基づく基本賃料の支払債務を連帯保証しています。

### (2) 異動の理由及びその年月日

#### ①異動の理由

2020年6月期（2019年7月1日～2020年6月30日）の末日から過去3年間において、本投資法人及び本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第201条第1項に規定する利害関係人等をいいます。）であるいちごECOエネルギー株式会社との間で行われた、金融商品取引法施行令第29条の3第3項第1号に掲げる取引の金額が、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第55条の8第1項に掲げる基準を満たしており、いちごECOエネルギー株式会社は特定関係法人に該当していましたが、2021年6月期（2020年7月1日～2021年6月30日）の末日から過去3年間においては当該基準を満たさず、特定関係法人に該当しないこととなりました。

#### ②異動の年月日

2021年7月1日

以 上